

徳島県私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳島県私立中学校等修学支援実証事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日文科科学大臣決定）、私立中学校等修学支援実証事業費補助金の取扱いについて（平成29年4月1日付け28文科初第1761号）及び徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、知事が、私立小中学校等に通う児童生徒（以下「生徒等」という。）への授業料負担を軽減するための支援を行うことにより、生徒等の私立の小中学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「私立小中学校等」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

2 この要綱において、「保護者等」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 学校教育法第16条に規定する保護者（ただし、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項若しくは第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）

(2) 生徒等に前号の保護者がいない場合であって、当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者

(支給の対象)

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、生徒等の保護者等であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 徳島県内の私立小中学校等のいずれかに、補助金の支給を受けようとする年度の7月1日時点で在学している生徒等の保護者等であること。

(2) 補助金の支給を受けようとする年度の7月1日時点における児童生徒の保護者等の所得金額（源泉分離課税の対象となる所得も含む。）の合計（損失が計上されている所得がある場合、当該所得は0円として計算する。また、雑損失以外の繰越控除の適用がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。）から人的控除等の所得控除額合計を減じた額（以下「判定額」という。）（保護者

等が二人以上いるときは、その全員の判定額を合算した額。以下同じ。)が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、児童生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。

- (3) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと
- (4) 児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が600万円以下であること
- (5) 児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること
- (6) 児童生徒の保護者等が、この補助金に付随する実態把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、生徒等1人あたり年額10万円を限度とし、当該私立小中学校等の授業料の額の範囲内で支給する。ただし、授業料の減免等により、当該私立小中学校等の授業料の額が10万円に満たない場合にあつては、生徒等1人あたり年額10万円を限度とし、当該私立小中学校等の授業料の額に施設整備費等(授業料、入学料及び受験料以外の全ての生徒等納付金をいう。)の額を加えた額(以下「授業料等」という。)の範囲内で支給することができる。

- 2 私立小中学校等の設置者(以下「学校設置者」という。)は、補助対象者に代わって補助金を受領し、生徒等の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。
- 3 補助金の支給前に当該生徒等の授業料等が納付されている場合は、当該補助金に相当する額を当該補助対象者に支給するものとする。

(支給の認定)

第6条 学校設置者は、補助金を申請しようとする者(以下「補助申請者」という。)に、私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のための申請書(様式1)及び課税証明書等その他知事が必要と認める書類を提出させ、申請者一覧(様式2)とともに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、学校設置者から前項の申請書及び課税証明書等その他知事が必要と認める書類並びに申請者一覧の提出があつたときは、審査の上、補助申請者に対する補助金の支給及び支給する補助金の額又は不支給を決定し、その結果を支給(不支給)決定通知書(様式3)により学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、支給決定通知書(様式4)又は不支給決定通知書(様式5)を作成し、速やかに補助申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 学校設置者は、交付申請書(様式6)に事業計画書(様式6-2)その他関係書類を添えて、知事が指定する期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、学校設置者から前条の交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付の決定を行い、交付決定通知書(様式7)により学校設置者に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第9条 学校設置者は、前条の規定による交付決定を受けた補助金の額の変更が必要となった場合には、あらかじめ変更交付申請書(様式8)に事業変更計画書(様式8-2)その他関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の変更決定)

第10条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、変更交付決定通知書(様式9)により学校設置者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 学校設置者は、知事の要求があったときは、補助金について状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告等)

第12条 学校設置者は、交付の決定を受けた補助金について、実績報告書(様式10)に関係書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容(第10条の規定による交付の変更決定をした場合は、その変更決定された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書(様式11)により学校設置者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第13条 前条第2項の通知を受けた学校設置者は、補助金請求書(様式12)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の補助金請求書等を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、学校設置者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 学校設置者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(様式12)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(支給決定の取消等)

第15条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 法令、この要綱、補助金の支給の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金に関して、不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条第1項の規定により、補助金の支給の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第17条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(書類の保管)

第18条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(機密保持)

第19条 学校設置者は、補助金の交付に当たって知り得る個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な処置を講ずるとともに、知り得た事実を漏らしてはならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。